

正式に勧請を許可し帳簿に記載された月日は、此の書

簡では不明であるが、前例を省みて今度は正確に記載さ

れたものと考へる。それにしても、祈祷の神璽を、つま

り勧請の証となる神璽を、捧持して遷御されるものと思

いきや郵送料二十銭で小包郵便で郵送されるとは以外で

ある。

なお、後藤舜一氏は、野田村後藤百太郎の子息泰義氏

の後見人となつた人で、野田村の有力者であつた。永田

氏が多賀神社勧請の朗報をいの一番に報じるほど、後藤氏

は多賀神社の勧請に大きく貢献していたものと思われる。

また、永田庄三氏は、龜川村の旧家で、後に御越町の町長などを歴任した人である。後藤庄屋については、跡

をとっている野田村三組の池田幸子氏、永田氏については龜川古市の永田重一氏の両氏にお忙しい中を懇切丁寧にお教えたいたことを記して謝したい。

## 朝見八幡さまのお祭り

(寛延二年の「朝見宮御神事」より)

祭研究同人

八幡朝見神社は豊後の守護となつた大友氏が、建久八年(一一八七)に鎌倉の鶴ヶ岡八幡を勧請したと伝えら

れている。したがつて、朝見神社のお祭りは古来より、「鎌倉ノ神例ヲ以テ当社ノ神役ヲ勤メルモノ也」と「朝見宮御神事」に書かれているとおり、お祭りの組織・運営は鶴ヶ岡八幡宮のしきたりにそつて行なわれていた。

朝見八幡様の秋の大祭について、二百五十年ほど前の寛延二年(一七四九)に書かれた「朝見宮御神事」によつて再現してみよう。

祭組

朝見八幡には次のように十七の地区に氏子の組合があつた。

平原 末友 流 峯 德久 家近 德丸 田淵  
堺 所屋敷 行本 太郎丸 鳴川 中瀬 庄司  
柿本 郷殿石

まず、この組合の神官が毎年順番に当座本になり、当座本の神官が祝本となり相祝の力添えを受け、神主を救け祭をとりしきつた。

#### 御神酒造り

九月初旬

お祭は祝本が九月の初旬に酒部屋を建てて神主のお祓いを受け、祭酒の造込みをすることから始まった。

九月廿八日

先例にしたがつて、神主と相祝の立合のもとに、祝本が神酒の口明けをする。

口明けが無事に終ると、祝本は廿九日に濱脇村の魚座に、十月一日には大座の衆に袴着用した使者をたてて、十月三日に催される大座を触れた。

大座の衆は十七部落の神官の外に、田野口村に鎮座する歳大明神の宮座「上下十二人」

鳥越 山下屋敷 次第園 小屋敷 萩原 井手小屋敷  
赤松 隠木 坂本 柳 末友の宮座衆と、(朝見八幡を勧請する前にこの地に鎮座していた歳神の宮座といわれる。歳神は現在浜脇の崇福寺裏手に鎮座している。)

「畠八人」

小野北 小野南 竹之脇 小平 棚林 歌舞樂女 上

菅小野 下菅小野の八人衆、(朝見八幡宮の神饌田畠があつたといわれる後背地一帯に散在した部落の長百姓で、現在も重要な氏子である。)と

外に両庄司 中園 野口 節丸 浜殿原の五人である。

#### 魚座

廿九日に、祝本より大座の知らせを受けた魚座七家の衆は、神主・祝本・相祝・鍛冶屋を同座させて十月一日に魚座を催した。この座では三日の大座で真那板の儀に供する大鯛四枚(鯛が間に合わぬ時は鱈)とその他の肴を調える段取りを協議した。

この魚座では  
「こんにゃく酒粕あえ

吸物（みそ汁） 里いも 大根

小豆雑煮（餅） 大根酢あえ附き 飯椀

右酒初献より増献迄各拾四返 飯椀銘々盃

の献立で直会が催された。

魚座七家とは、

「七人ノカコ役二人ハ御船ノ船頭村右衛門・梶取友左  
衛門 年ノ神ノ船頭主税・梶取友吉一人ハ明星二人  
ハ日名子・友永・濱脇ノ住人 大守ノ御意トシテカ  
ザリ船ニノリ上ノ関ニ御打迎ソレヨリ御案内仕ル其  
例ニ依テ十月 初日ノ座ヲツトムル」

と古祭礼記録に見られるように、建久八年に大友氏が鶴ヶ岡八幡の神靈を勧請するとき、命を受けて節船を仕立てて、周防の国上の関まで迎えに行つた浜脇村の船頭達の子孫で、その功により別府湾沿岸の漁業権を保証されていた。

この日は朝五ツ時（午前八時頃）神主と祝本が立ち会つて浜殿（現松原公園の御旅殿）に斎竹を立てて、御神酒をあげ注連縄を張り、神主がお祓いを上げてお潔めをした。これを俗におはけおろしといつた。

やがて、朝四ツ時（午前十時頃）になると、大座の直会が始まる。

大座の直会は、神主・大宮司・命婦・幣太夫・地頭代役・市井手を上座の正面に、神官や歲神宮座・畠八人などが、外形に着座して会がすすめられた。この座居は先例により格式が定まっていた。

料理の献立や酒盛りは魚座のものとかわらないが、神主・大宮司・地頭代役・市井手（神靈が朝見に鎮座する前に一時期一の出に鎮座していた）は組膳、その他は吸い物のみであった。大座の直会は、宮役四人が袴を着け給仕にあたつた。真那板について原文を引用すると

「真那板 大鯛式枚宛乘テ出也

但 真那板持出候宮使式人袴着 右宮使ハ四人ノ

外也

大座

十月三日

いよいよ大座の日がくる。

右 神主・地頭代役ノ前双方エ包丁コレ有 其上ニ

テ右ノ肴座中工引 神主・地頭代役両所ヨリ料理致

候人ニ右両人ヨリ銘々ニ盃コレ有 座中初献ヨリ増

献迄盃飯椀ニテ拾四返コレヲ廻

やがて、上座の四人に組膳が出されると直会が終る。

お祓いの道具を「ゆり」に納<sup>おさめ</sup>て神主の前に差し出し、

大宮司が当座本の門口に立てられた斎竹に注連縄を張つてお祓いがすむと、座中の者が御神酒をいただいて大座はお開きになる。

これより、祝本を中心にしてお祭りの準備がすすめられ、七日になると、宮の前・一の鳥居・南入口・浜の四ヶ所に斎竹を立て注連縄を張る。同じように浜殿 御供屋 御休所 舞台にも斎竹を立ててお祓いをした。

### 御浜出

八日はいよいよお浜出の日である。

当座本より「宮籠男」が一人出て祭の諸道具を浜殿に運び鎮座の準備をした。この「宮籠男」は精進潔斎のうえ八日の御幸より十二日の還御まで浜殿に籠つて毎朝の供饌を勤めた。

御神幸は朝五ツ時始まつた。  
天保十一年の「御浜出行列之次第」によると行列の供揃は、

先達 浜殿原

鎌持 三人 濱脇・田野口・朝見村

猩々緋持 六人 別府村

御弓持 一人 朝見村

御長刀持 一人 朝見村

御笠持 一人 朝見村

御鉾持 一人 朝見村

龍頭持 二人 濱脇・田野口村

騎馬 御神馬 口付武人

壹

式 参 四 五 大炊 神主 (神氏の分家の神主)

平 原 神官

徳 久 神官

相 模 神主

七

伊織

神主

八

淡路

神主

善神王

九

幣太夫

十

潮清メ

二人

十一

太鼓役

三人

十二

御太刀

一人

十三

御先几帳

一人

十四

神輿昇

四ヶ村

十五

抬式人

一村三人宛

十六

大宮司

一人

十七

神主

一人

十八

押工役

一人

十九

机持

一人

二十

菰持

一人

二十一

幕持

一人

押工役は地頭代役が勤めた。古老の伝え聞くところによると、袂屋の荒金氏が押工役を勤めていた。荒金氏は



松原の浜殿

鎌二筋たずさ  
え騎馬で參上

し采配をふつ

たそうである。

押工役の権限  
は強く、荒金

氏が參上しな  
ければ神輿も

出立出来なかつ  
たといわれて

いる。  
また、御神  
幸行列の道筋  
は、御幸橋を

渡り朝見川沿  
いの土手道を下り、庚申仏の鳥居をくぐって大石でお休

みになつた。更に下つて旧国道筋の立田町を北に曲がり、永石通を東に下つて、中浜筋を南に進んで松原の浜殿にお着きになつた。

天保十一年の御神幸には、別府村十六人 濱臨村十五

人 田野口村十四人 朝見村二十一人、総数五十六人、

馬は名村二疋あて出している。

御神輿が浜殿に鎮座すると、神前に小豆ひきまめしの

鏡餅一重ねと御神酒が供えられて、舞台で神樂が奉納され、神樂が終わると舞台で大座の直会が催された。初献のあとに神主の祓いがあり、それが終わると「引懸餅」が振舞われた。「引懸餅」とは、餅を薄く伸ばして小豆の煮汁に浸したもので、飯椀の縁に引っ掛けたて供したのでこの名称が付いたものといわれる。古老人の言では、近代は小豆汁に浸した餅を菰の上で干し上げ、氏子に大麻と共に配っていたそうであるが、今は行なわれていない。

(元神主 橋本対楠氏談)

当座本より御幣を立てた御供米二俵(一俵三升入り)が奉納されて直会がお開きになった。

夜は、余社の衆が立合つて神樂が奉納された。

(神樂) 朝四ツ時より昼八ツ時まで、

五ヶ所の社人(大炊・相模・伊織・淡路などか)が立

合い神樂を奉納した。

(宮めぐり・流鏑馬) 昼七ツ時

「畠八人」のうち四人が騎馬で宮めぐりをし、その後三人の介添え役で、小野北(畠八人)の神官が流鏑馬を行なつた。流鏑馬の行事が終わると神主・地頭代役と畠四人が舞台に座居して御神酒と吸物をいただいた。この時神主と地頭代役は白木八寸足打に長箸でいただき、畠四人には御供屋にある椀を塗り膳に戴せて出された。  
(独り相撲) 昼七ツ時

山下屋敷の者が神主を相手に相撲を奉納した。この相撲が一通りおわると、次第園(歲神宮座)が奏者をつとめ、田淵(神官組合)の者の行司で山下屋敷(畠八人)の者が、神様を相手にする独り相撲を行つた。この独相撲をつとめた三人は地頭代役より扇子笠が与えられた。

流鏑馬と独相撲の三者はそれぞれ株持ちで、代々部落の神官がこの役を勤めた。

浜殿の御神事

九日

るが、実際は神を相手にしており、一番勝負で人間が負ることになっている。それで昔から「神様へのご

ちそうとしてとる相撲」といわれいおり、豊作祈願の意味がある。)

#### 民間信仰辞典

十一月

還御の行列には、新しい鞍を置いて御供米を負わせた生と、ゆり持ちの女二人が加わった。

還御の行列は朝見川を渡り、南岸の道を通って朝見に帰った。

#### (直会)

地頭代役は、<sup>やう</sup>屋に入り、神官組と歳神上下衆は、浜

殿原の催しで神前右脇に荒菰三十三枚敷き座居して御供

の神酒を頂戴した。

十日

#### (御神事相撲)

十日の早朝に拵えた四本柱の土俵で、朝見・浜脇・別

府・田野口村の四か村のにわか力士により、宮相撲が催

された。世話役もこの四か村の組頭が二人づつ出て取り仕切った。

十一日

休日であるが、年によって神樂が十二番奉納された。

#### 御祭上げ・種渡し

十三日

朝の間に神主・祝本・相祝と来年の祝本が寄り合って来春社田に播く種糲と帳面の引渡しを行なって板敷払いが催された。

これで今年の秋祭りは無事におわり、祝本は来年の神官に引き継がれた。

寛延二年の「朝見宮御神事」によつて秋祭りを再現すれば以上のようになるが、この御神事のもとになつていより古い祭礼の記録をあげてこの項の終りとしたい。

△御濱出十月八日御供鉢持柿木・徳丸ヨリ出ル 両庄司  
神官騎馬 新官先馬古官跡ヨリ乗ル 平太夫・神興・

御還御

命婦・大宮司・神主跡ヲサヘ地頭代

△ヨドノ夜地頭代社參御祈祷之御神樂有之 御幣・神酒

戴キ下向 神輿奉行・御幸奉行・濱殿原アカ子衣裝地

頭代ヨリ出ル

△同九日御幣御戴キ 地頭代畠八人召ツレ座居 大座ノ

如ク御吸物御盃戴ク 神主ヨリ盃地頭代戴キ 又神主

エ戻ル ソレヨリ左リ右ウケカケノ盃イタス也

△地頭代御宮座ヲスベリテウノ屋ニ御入 畑衆御宮廻リ

馬ノ御幣神主ヨリ出ル 露拂竹ノ脇・下管スゴ小野新官先

馬古官跡馬其外モ如斯 北壱人跡ツメ廻ル 馬場役七

人一同ニ草ワケヲノル 北壱人三ベン矢フサメヲ射ル

ナリ馬場役之儀ハ北知之

△テウノ屋御前ニテ連樂アリ アマヒチリカ笛太鼓神主

大宮司ヨリ出ル 御幣サシ平太夫出ル。役連樂衆神官

ヨリ出ル 神相撲上下ヨリ出ル 山下屋敷一人相撲田

淵行司也 地頭代ヨリ御相撲ニ呂服被下 奏者次第園

ガク久光ヨリ七十三カシラツツ出ル 笛・カネノ

役ハ別府ヨリ出ル 柿木ヨリ道ガクヲウチ庭入三ベン

ウツナリ

△地頭代テウノ屋ニテ神酒御供御載神官馬場之座居コモ

ヲシキ神酒御供戴キ成就スルナリ

△御供請取方柿ノ木・徳丸ヘツイノ御供両庄司請取

・命婦御幸御供神官勤ル也 但九日クレ六ツ時

・命婦カイソエヒダリ平原 右末友 御馬口取野口・

節丸

・命婦守リ庄司代 御幣平太夫 笠中園 ヨリスイ大

宮司ヨリ出ル

・命婦御幸ノ上着并白粉紅ウハ草履 御馬一年カワリ

両庄司ヨリ出ル

・命婦御演出之御馬柿ノ木ヨリ出ル 神主ノ馬地頭代

ヨリ出ル

・御神輿昇其外諸道具持氏子中ヨリ出ル

参考・八幡朝見神社文書

・「別府の文化財」第十二号・八幡朝見神社 拙稿

八幡朝見神社のまつり

・元朝見神社神主 橋本対楠氏にご教授いただいた

(文責 入江秀利)